



鳥取県公報

平成13年9月14日(金)
第7316号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	建築士法による指定試験機関の住所等の変更の届出 (535) (建築課)	1
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課)	1

告 示

鳥取県告示第535号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の17第5項において準用する同法第15条の4第2項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定試験機関から住所及び二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地の変更に係る届出がされたので、同法第15条の17第5項において準用する同法第15条の4第3項の規定により告示する。

平成13年9月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 鳥取県指定試験機関の名称
財団法人建築技術教育普及センター
- 鳥取県指定試験機関の住所
変更前 東京都港区赤坂六丁目11 - 1
変更後 東京都中央区京橋二丁目14 - 1
- 二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地
 - 本部
変更前 東京都港区赤坂六丁目11 - 1
変更後 東京都中央区京橋二丁目14 - 1
 - 中国四国支部
変更なし
- 変更年月日
平成13年9月11日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及

び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成13年9月14日

鳥取県公安委員会委員長 米 原 正 博

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成13年10月4日 午後1時30分から 午後4時まで	米子靴町一丁目151 鳥取県米子警察署 3階講堂	八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の 各警察署の管内に居住する者
	平成13年10月25日 午後1時30分から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会棟2階 執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭及び浜村の 各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 2時間30分
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑